

議案第68号

公の施設の区域外設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、別紙協議書のとおり土浦市道Ⅰ級42号線の一部をかすみがうら市の区域に設置することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

土浦市道 I 級 4 2 号線の区域外設置に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 1 項の規定により
土浦市道 I 級 4 2 号線の一部をかすみがうら市の区域に下記のとおり設置する。

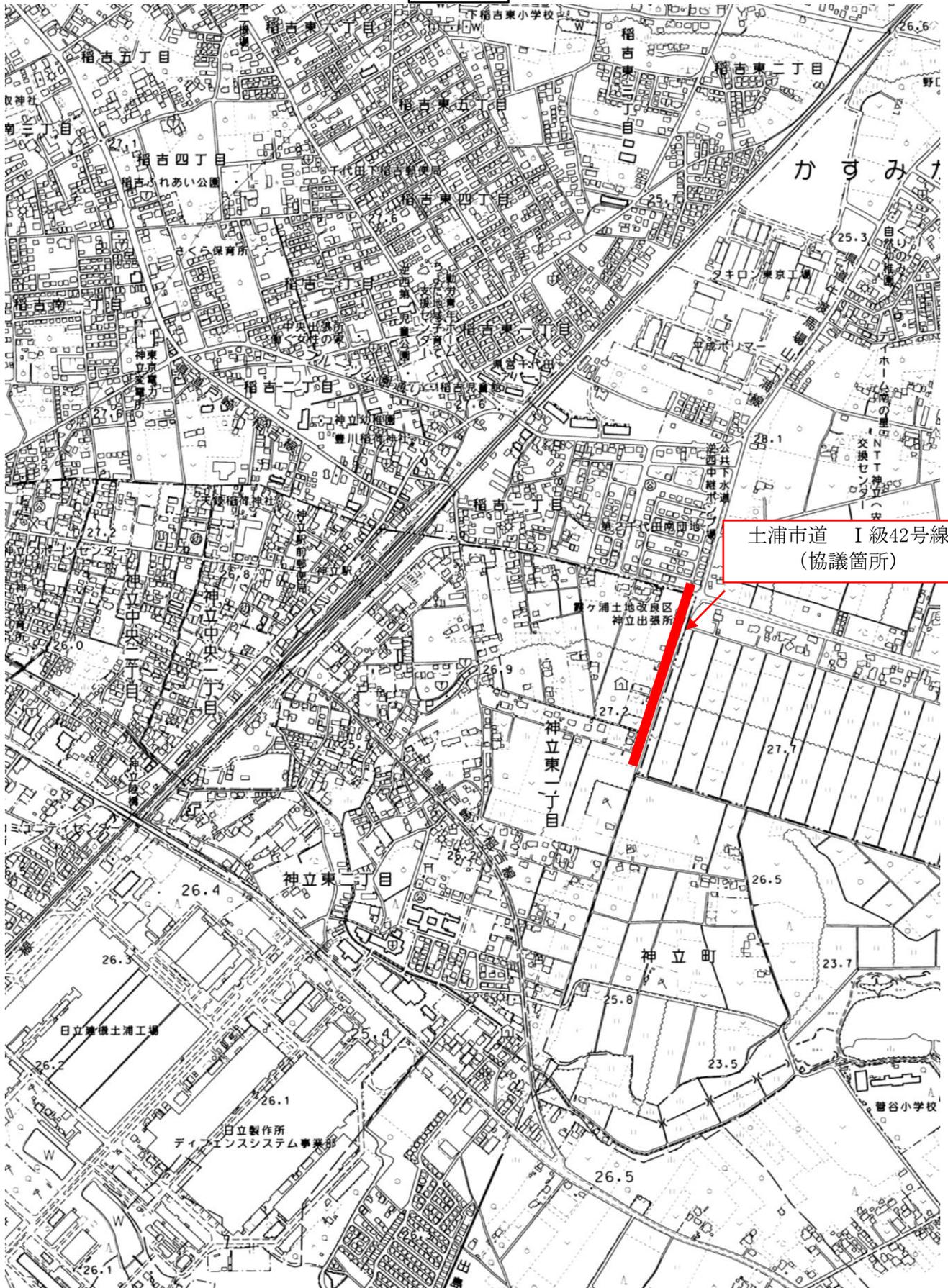
令和 年 月 日

土 浦 市 長 安藤 真理子

かすみがうら市長 坪 井 透

- 1 施設の名称 土浦市道 I 級 4 2 号線
- 2 設置の場所 かすみがうら市宍倉 6 1 6 1 番 1 から
かすみがうら市宍倉 6 1 6 1 番 6 9 まで
- 3 位 置 図 別紙のとおり
- 4 経費の負担 道路施設の設置に関する経費については、両市が負担するものとし、その負担割合は、別に定めるものとする。
- 5 そ の 他 この協議書に定めないことについては、その都度両市で協議を行い定めるものとする。

位置図



土浦市道 I級42号線
(協議箇所)

詳細位置図

